

行橋市広域消費生活センター

消費生活センターニュース

令和3年7月号

インターネット通販で1回限りの
購入のつもりが定期購入だった！

インターネット上の通販で、1回だけのつもりで申し込んだが、実は定期購入の契約だったという相談が多数寄せられています。

「解約の申し出は次回発送日の○日前まで」などと解約条件が定められている場合も多くありますが、解約しようと思って業者に連絡しても電話が繋がりにくい場合もあります。

インターネット通販を利用する場合は、定期購入が条件となっていないか、契約総額はいくらか、解約や返品ができるか等、契約内容を確認しましょう。

不安に思ったときは、消費生活センターに相談しましょう。

行橋市広域消費生活センター

JR行橋駅 西口前(行橋市西宮市2-1-39)

☎0930-23-0999 月～金 9:00～17:00



※ご来訪の際は、マスク着用のうえ、新型コロナウイルス感染防止にご協力いただきますようお願いいたします。